

旧警戒区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の寄与度は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたことなどの影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との因果関係を認めて就労不能損害（寄与度10割）及び慰謝料が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、以下のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 避難生活による精神的損害 | 金900,000円 |
| 期間（平成25年9月1日～26年5月31日） | |
| (2) 家族別離の慰謝料増額分 | 金930,000円 |
| 期間（平成23年4月1日～25年10月31日） | |
| (3) 傷病罹患による慰謝料増額分 | 金840,000円 |
| 期間（平成23年7月1日～25年10月31日） | |
| (4) 就労不能損害 | 金13,210,204円 |
| 期間（平成24年6月1日～25年10月31日） | |
| (5) 退職慰謝料 | 金500,000円 |
| (6) 弁護士費用3% | 金491,407円 |
| (1)～(6)の合計額 | 金16,871,611円 |

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金16,871,611円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載（ただし、(5)を除く）の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

イ 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるものの他、当事者間に何らの債権債務がない。

ロ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、各署名（記名）捺印の上、申立人及び被申立人各自1通を保有する。また被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月27日

（仲介委員 小瀬保郎）